平成２９年（フ）第９４２０号
東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ケ谷812―２―501
債務者　吉田富佐子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８０８号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン17―１号棟207号
債務者　大門　正代
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１８０号
東京都八王子市松木33番地27ドミールシャルム101号
債務者　田中　茂美
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２６８号
東京都西東京市富士町６丁目４番11号サンコート東伏見201号
債務者　北田　佑太
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２６６８号
神奈川県藤沢市亀井野866番地の19　ホワイトウィンディア203
債務者　岡崎　光俊
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７１９号
横浜市鶴見区馬場３丁目17番21号　ユナイトステージ馬場101
債務者　水野　清貴
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７４０号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘２丁目50番10―201号
債務者　林　美穂子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７８３号
神奈川県藤沢市石川298番地　カトレア105
債務者　清川奈留実（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８０７号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地３街区９棟404号
債務者　古屋　久美
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８１８号
横浜市港北区日吉７丁目２番４号　クレスト橘103
債務者　荒張　　舞
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８２２号
横浜市都筑区勝田町266番地１　市営勝田住宅23棟203号
債務者　松田　秀子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４９６号
静岡県浜松市南区渡瀬町５番地　マンションダリア106号室、前住所静岡県浜松市南区参野町238番地　ニューヤマジⅡ201号室
債務者　西尾　達弘
1　決定年月日時　平成29年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２３５号
愛知県豊川市金屋橋町59番地の２　レオパレス金屋橋204号
債務者　太田有夏奈
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２５２７号
横浜市保土ケ谷区新井町356番地　千丸台ハイツ３棟807号
債務者　田野　佳子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８０５号
横浜市保土ケ谷区峰沢町280番地　㈲ミツザワロード
債務者　末吉　隆匡
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部